

第1号議案

教育職員免許状に関する規則の一部改正について

教育職員免許状に関する規則の一部改正について、次のとおり提案します。

平成25年10月11日

広島県教育委員会教育長 下崎 邦明

1 提案の要旨

教育職員免許法施行規則が改正されたこと及び広島県収入証紙が廃止されることに伴い、所要の改正を行う。

2 改正案

別紙のとおり

3 施行期日

平成25年11月1日。ただし、教育職員免許法施行規則の改正に伴う改正は、公布の日。

4 根拠法令

教育職員免許法

第20条 免許状に関し必要な事項は、この法律及びこの法律施行のために発する法令で定めるものを除くほか、都道府県の教育委員会規則で定める。

広島県教育委員会規則第 号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年 月 日

広島県教育委員会

委員長 大野 徹

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和四十三年広島県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「又は附則第十八項」を「附則第十八項又は附則第十九項」に改める。

第十六条から第十八条までを次のように改める。

第十六条から第十八条まで 削除

附 則

この教育委員会規則は、平成二十五年十一月一日から施行する。ただし、第六条の改正規定は、公布の日から施行する。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>教育職員免許状に関する規則 (教育職員検定の申請)</p> <p>第六条 免許法第六条第二項若しくは第三項、附則第十八項又は附則第十九項の規定による普通免許状授与又は当該免許状への新教育領域の追加の定めのための教育職員検定を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類(第三号及び第四号の書類については、必要とする者に限る。)を、県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>一〜十二(略)</p> <p>第十六条から第十八条まで 削除</p>	<p>教育職員免許状に関する規則 (教育職員検定の申請)</p> <p>第六条 免許法第六条第二項若しくは第三項又は附則第十八項の規定による普通免許状授与又は当該免許状への新教育領域の追加の定めのための教育職員検定を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類(第三号及び第四号の書類については、必要とする者に限る。)を、県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>一〜十二(略)</p> <p>(手数料)</p> <p>第十六条 免許状の授与、書換若しくは再交付、教育職員検定、有効期間の更新、有効期間の延長、更新講習修了確認、更新講習修了確認期限延期又は更新講習免除を受けようとする者は、手数料として広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)に定める額に相当する広島県収入証紙を、それぞれ申請書にはる方法又は納付書により納めなければならない。</p> <p>第十七条 削除</p> <p>第十八条 削除</p>